

横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱

制 定 建民 第 20 号 平成 11 年 6 月 1 日
最近改正 建建防第 60 号 令和 7 年 4 月 1 日

(目的及び通則)

- 第 1 条 この要綱は、横浜市がマンションの耐震診断を支援することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及びその実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。
- 2 横浜市マンション耐震診断支援事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく横浜市耐震改修促進計画に基づき実施する。
- 3 この要綱のほか、補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定等を準用する。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
 - (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
 - (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日制定）
 - (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）
 - (5) 住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和 7 年 3 月 31 日制定）
 - (6) 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日制定）

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) マンション 区分所有された建築物で、延べ面積の過半が共同住宅であり、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住戸数の半分以上を区分所有者の居住の用に供するもの
 - イ 地階を除く階数が 3 以上かつ延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの
 - (2) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条及び第 65 条の規定に基づく区分所有者の団体をいい、その他市長がこれと同等と認めたものを含む。
 - (3) 耐震診断
 - ア 予備診断 平成 28 年 3 月 31 日までに本要綱に基づき横浜市が実施した耐震診断のことで、マンションの耐震性（本診断の必要性）を判定することをいう。
 - イ 本診断 耐震改修促進法第 4 条第 1 項に規定する基本方針に基づき耐震診断を行い、次号に定める耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を受けることをいう。
 - (4) 耐震判定機関等 横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する機関
 - (5) 耐震診断事業者 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により建築士事務所登録を受けており、かつ、マンションの本診断を管理組合等から請け負う事業者
 - (6) 耐震診断者 前号に規定する耐震診断事業者及び当該事業者が建築士事務所登録を受けた建築士事務所に所属する建築士（建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士（第 5 条第 2 項各号に該当するマンションの場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者に限る）をいう。）であり、かつ、マンションの本診断を実施するものをいう。
 - (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に掲げる建築物のことをいう。

- (8) 要安全確認計画記載建築物 建築物の敷地が、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定により横浜市耐震改修促進計画に記載された道路に接する、通行障害既存耐震不適格建築物のことをいう。

(実施の範囲及び事前相談)

- 第3条 市長は、本事業を当該年度の予算の範囲内で行うものとし、必要に応じて年度ごとに予定件数並びに第6条第1項及び第8条第1項に規定する申請の受付期間等を定めることができる。
- 2 第6条第1項の規定による補助金の交付申請又は第8条第1項の規定による本診断に係る全体設計の承認申請を行おうとするマンションの管理組合等は、前項により定める受付期間等に関わらず、第10条第1項に規定する本診断に係る入札又は見積書の徴収の前、並びに管理組合等の集会での本診断に係る決議の前に、原則として、あらかじめ市長に本診断の実施について相談をするものとする。

(補助対象建築物)

- 第4条 補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したマンションとする。ただし、次のものを除く。
- (1) 過去に予備診断を受け、当該予備診断の報告書において、本診断の必要性がないと判定されたマンション（第2条第1項第7号又は第8号に該当するマンションは除く）
 - (2) 既に本要綱、国又は他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けて耐震診断を行ったマンション
 - (3) 過去に横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱、横浜市マンション段階改修促進事業制度要綱、横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業制度要綱、横浜市特定建築物耐震改修等事業制度要綱又は横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱に基づき、耐震改修設計又は耐震改修工事を行ったマンション
 - (4) 過去に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業制度要綱、横浜市特定建築物耐震改修等事業制度要綱又は横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱に基づき、耐震診断を行ったマンション

(支援の内容)

- 第5条 市長は、前条に規定するマンションの管理組合等に対し、当該マンションの本診断に要する費用を補助することができる。
- 2 前項の補助金の額は、本診断に要する費用と別表1に掲げる延べ面積に応じて算出された事業費限度額のいずれか低い額に3分の2を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とする。ただし、当該マンションが要緊急安全確認大規模建築物または要安全確認計画記載建築物の場合には、次の各号に掲げる額の合計額とする（千円未満を切り捨てて得た額とする。）。
- (1) 次に掲げるもののうち、最も低い額
 - ア 耐震診断に要する費用に6分の5を乗じて得た額
 - イ 別表1に掲げる延べ面積に応じて算出された事業費限度額に6分の5を乗じて得た額
 - (2) 次に掲げるもののうち、最も低い額
 - ア 耐震診断に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた追加補助率を乗じて得た額

建築物の種類	追加補助率
要緊急安全確認大規模建築物	0
要安全確認計画記載建築物	$\alpha / 4$ (1 / 6 を上回る場合は 1 / 6)
この表において、 α は (前号による算出額) / (耐震診断に要する費用) を表す。	

- イ 別表1に掲げる延べ面積に応じて算出された事業費限度額にアの表(α は(前号による算

出額)／(事業費限度額)と読み替える。)に掲げる建築物の種類に応じた追加補助率を乗じて得た額

- 3 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人等(以下「公共団体等」という。)が区分所有する部分があるマンションの場合には、前項の『本診断に要する費用』は、『本診断に要する費用から、当該費用のうち公共団体等が負担する費用(当該費用を当該マンションの管理組合等の修繕積立金等から支出する場合は、当該公共団体等の修繕積立金等の拠出割合に応じて当該公共団体等が負担する費用とする)を除いたもの』とし、『マンションの延べ面積に応じ、別表1の金額を限度とする』は、『マンションの延べ面積に応じた別表1の限度額に、本診断に要する費用に対する公共団体等以外の費用負担割合を乗じた金額とする』とする。
- 4 補助金の額は建築物ごとに算出するものとする。ただし、別表1中の延べ面積には、次の各号の床面積を算入しない。
 - (1) マンションが、構造的に複数の建築物として独立している場合で、かつ、昭和56年6月1日以降に着工した部分がある場合は、構造的に独立した建築物のうち、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合する建築物の床面積
 - (2) その他市長が別表1中の延べ面積に算入することが適当でないと認める部分の床面積
- 5 前各項に規定する本診断の費用には、本診断を実施するための図面復元に係る費用を含むことができる。

(補助金交付申請)

- 第6条 前条第1項の規定により補助金の交付を受け、本診断を実施する管理組合等(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、補助金の交付申請をしなければならない。
- 2 前項に規定する補助金の交付申請を行った申請者は、次条第1項の規定により補助金交付決定を受ける前に、本診断の実施に係る耐震診断事業者との契約の締結及び耐震診断者による本診断の着手をしてはならない。ただし、第9条第1項に規定する全体設計の承認を受けている場合で、かつ、同条第3項の規定により前項に規定する補助金の交付申請を行った場合には、この限りでない。

(補助金交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、当該申請の内容を審査等し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由をつけて、補助金不交付決定通知書(第3号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定による補助金交付決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(全体設計承認申請)

- 第8条 第6条第1項の規定に関わらず、申請者は、第5条第1項の規定により補助金の交付を受け、かつ、2か年度以上に渡り本診断を実施する場合は、全体設計承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、当該本診断に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめ

て市長の審査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する全体設計の承認申請を行った申請者は、次条第1項の規定により全体設計の承認を受ける前に、本診断の実施に係る耐震診断事業者との契約の締結及び耐震診断者による本診断の着手をしてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次条第4項の規定により、全体設計の承認を受けた年度に第6条第1項に規定する補助金の交付申請を行う場合には、前条第1項の規定により補助金交付決定を受ける前に、本診断の実施に係る耐震診断事業者との契約の締結及び耐震診断者による本診断の着手をしてはならない。

(全体設計承認)

- 第9条 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請があったときは、当該申請の内容を審査等し、全体設計の承認又は不承認を決定したときは、全体設計承認・不承認通知書（第5号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により全体設計の承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付すことができる。
 - 3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた本診断に係る費用について、第5条第1項に規定する補助金を受けようとする年度（当該承認を受けた年度を除く。）の初日（当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合にあっては、当該予算の成立日）に、第6条第1項の規定により、当該年度までの本診断の出来高（当該年度の前年度以前に既に第16条第2項の規定により補助金額の確定を受けている場合にあっては、当該補助金額の確定に係る出来高を除く。）に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
 - 4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた年度に、当該承認を受けた本診断に係る費用について、第5条第1項に規定する補助金を受けようとする場合は、当該承認後速やかに、第6条第1項の規定により、当該年度の本診断の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。

(入札又は見積書の徴収等)

- 第10条 申請者は、本診断に要する費用に係る、3者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第6条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出する場合（前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請書（第4号様式）を提出する場合に添付するものとする。
- 2 前項の入札又は見積書の徴収により、本診断に係る費用（補助対象外費用を含む。）が100万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者（横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - 3 申請者は、前項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、本診断に要する費用が最も低いものを耐震診断事業者とするものとする。
 - 4 前項の規定により決定した耐震診断事業者が実施する本診断について、当該本診断の結果の妥当性の評価を当該耐震診断事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 「当該耐震判定機関等にて耐震診断の結果の妥当性について評価を受けること」及び「第3号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第6条第

1 項に規定する補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出する場合（前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書（第 4 号様式）を提出する場合に添付すること。

- (2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該耐震診断事業者に所属する者は、当該本診断に係る耐震診断の結果の妥当性について評価の審議には加わらず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。
- (3) 前号の審議に係る議事録（前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。）を第 16 条第 1 項に規定する完了実績報告書（第 14 号様式）を提出するときに添付すること。

（本診断の着手）

第 11 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定（第 9 条第 3 項又は第 4 項の規定により、第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行った場合の、当該申請に基づく補助金の交付の決定を除く。）を受けた後、又は第 9 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受けた後、速やかに耐震診断事業者と本診断に係る契約を締結し、耐震診断者は本診断に着手するものとする。

- 2 申請者は、本診断に着手した後、速やかに着手届（第 6 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第 12 条 申請者は、補助金交付を受ける権利及び全体設計承認の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金交付申請内容の変更）

第 13 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた後、又は第 2 項に規定する補助金交付変更決定通知を受けた後、事情により第 6 条第 1 項の規定による補助金交付申請の内容を変更（第 3 項に掲げる軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第 7 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、補助金の交付の変更申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容の審査等を行い、適切であると認めた場合は、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（第 8 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により第 6 条第 1 項の規定による補助金交付申請の内容に次の軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第 9 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者及び耐震診断事業者の名称、代表者名及び所在地の変更
 - (2) 第 7 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知に付された、本診断の完了期日の変更（ただし、完了期日の延長期間が 1 か月を超えない場合は報告を要しないこととする。）
 - (3) 「補助金の交付申請額の増額」に該当しない変更のうち、市長が軽微な変更と認めるもの
 - (4) その他市長が軽微な変更と認めるもの

（全体設計承認申請内容の変更）

第 14 条 申請者は、第 9 条第 1 項の規定による全体設計の承認後、又は第 2 項に規定する全体設計変更承認通知を受けた後、において、事情により第 8 条第 1 項の規定による全体設計の承認申請の内容を変更（前条第 3 項各号に掲げる軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第 7 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、全体設計の変更の承認を申請しなければならない。ただし、併せて第 13 条第 1 項の規定に基づく補助金交付申請の内容の変更を

要する場合、当該申請と同時にこの規定に基づく全体設計の変更の承認申請があったものとみなし、この規定に基づく事業内容変更申請書（第 7 号様式）及び必要書類の提出を要しないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認めた場合は、全体設計の変更を承認し、全体設計変更承認通知書（第 10 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第 9 条第 1 項の規定による全体設計の承認後において、事情により第 8 条第 1 項の規定による全体設計の承認申請の内容に前条第 3 項各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第 9 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前条第 3 項第 2 号中「第 7 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知」とあるのは「第 9 条第 1 項に規定する全体設計承認通知書」と読み替えるものとする。

（本診断の中止又は取止め）

- 第 15 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定後に、事情により本診断を中止し又は取り止めるときは、本診断中止（又は取止め）承認申請書（第 11 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 申請者は、第 9 条第 1 項の規定による全体設計の承認後、かつ、第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付申請の前に、事情により本診断を中止し又は取り止めるときは、本診断中止（又は取止め）届（第 12 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、届け出なければならない。
 - 3 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定前又は第 9 条第 1 項の規定による全体設計の承認前に、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に基づく申請を取下げの場合は、申請取下げ届（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び補助金額の確定等）

- 第 16 条 申請者は、次の各号に掲げるときに、完了実績報告書（第 14 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた本診断が完了したとき
 - (2) 第 9 条第 1 項の規定により全体設計の承認を受けた場合で、かつ、本診断が完了する年度を除く年度において第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた年度の最終開庁日
- 2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書（第 15 号様式）をもって通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第 17 条 前条第 2 項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定又は全体設計の承認の取消し）

- 第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を補助金交付決定取消通知書（第 17 号様式）により取り消すことができる。
- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正の行為を行ったとき
 - (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又は当該決定に付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正の

ための市長の命令に応じないとき

- (4) 第 26 条第 2 項の規定により、消費税仕入税額控除報告書を受け、交付された補助金のうち、消費税額の返還が必要と認めたとき
- (5) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、全体設計の承認を全体設計承認取消通知書（第 18 号様式）により取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正の行為を行ったとき
- (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
- (3) 全体設計の承認の内容又は当該承認に付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための市長の命令に応じないとき
- (4) 申請者が事業に係る全体設計の承認を受けており、かつ、市長が前項の規定により当該事業に係る補助金の交付決定の全部を取消したとき
- (5) 第 26 条第 2 項の規定により、消費税仕入税額控除報告書を受け、交付された補助金のうち、消費税額の返還が必要と認めたとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

（交付後の処理）

第 20 条 補助金の交付を受けた申請者は、収支決算を行い、収支決算書（第 19 号様式）に本診断に要する費用に係る領収書の写しを添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支決算において余剰金が発生した場合は、申請者は、余剰金を速やかに市長に返還しなければならない。

（調査及び遂行指示）

第 21 条 第 6 条第 1 項の規定により本診断に係る補助金の交付申請を行った管理組合等及び第 8 条第 1 項の規定により本診断に係る全体設計の承認申請を行った管理組合等は、この要綱による本診断に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項に規定する本診断に係る調査の結果、補助金の交付決定若しくは全体設計の承認の内容又は当該決定若しくは承認に付した条件に従って本診断が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に本診断を遂行するよう申請者に指示することができる。

（管理組合等に対する指導）

第 22 条 市長は、本事業による支援を受けた管理組合等に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（耐震診断結果の周知）

第 23 条 本要綱に基づき本診断を実施したマンションの管理組合等は、速やかに、本診断の診断結果を当該マンションの区分所有者に周知しなければならない。

(補助金の経理)

第 24 条 申請者は、第 5 条に規定する補助の対象となる経費及び補助金について、経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了後 10 年間保存しなければならない。

(費用の特例)

第 25 条 第 2 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当する場合において、耐震判定機関等の耐震診断の結果の妥当性についての評価を取得する等の費用により、申請者に多大な自己負担が生じる可能性があるため、平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1060 号中「市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額」として、マンションの延べ面積に応じ別表 1 の金額から別表 2 の金額を引いて得た額を規定する。

(消費税の特例)

第 26 条 収益事業を営んでいる申請者及び法人が、当該事業の補助金額を算出する際の事業費に消費税額及び地方消費税額を含めて申請する場合は、当該事業に係る消費税額の一部又は全部について、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けていないことを、消費税仕入税額控除確認書（第 20 号様式）にて報告するものとする（所有者等が複数いる場合は、負担金割合一覧表に当該事業費の負担者及び負担金額を明記し、全ての所有者等が報告を行うものとする。所有者等が複数いる場合で、本条の規定が適用できないものがある場合は、その所有者等の負担する額に係る消費税は除く。）。ただし、補助金の交付申請後に当該事業に係る消費税額の一部又は全部について、消費税額の控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。なお消費税額及び地方消費税額を補助対象経費から除く場合はこの限りではない。

2 前項の規定による消費税仕入税額控除確認書の提出があった場合、第 16 条の規定による補助金額の確定及び第 17 条の規定による補助金の請求後、申請者は当該事業費が課税仕入れ額に算入される事業期間の消費税において、国税庁の定める確定申告の申告期限後速やかに消費税仕入税額控除報告書（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の実施期間の延長に関する特例)

第 27 条 第 9 条第 1 項の規定に基づく全体設計承認を受けず第 7 条第 1 項の規定に基づき補助金交付決定を受けた申請者は、事業実施期間が 2 か年度以上に渡ることがやむをえないものとして市長が認める場合は、事業の実施期間を変更することができる。この場合、次の各号に定める事項について手続きを行うこととする。

- (1) 申請者は、事業実施期間の延長承認申請書（第 22 号様式）に、必要書類を添えて市長に提出し、当該事業の実施期間の延長の承認申請をしなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する事業実施期間の延長承認申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、事業実施期間の延長の承認又は不承認を決定したときは、事業実施期間の延長承認・不承認通知書（第 23 号様式）をもって当該申請者に通知する。当該延長が承認される場合、第 7 条第 1 項の規定に基づく当初の補助金交付決定は、第 9 条第 1 項の規定に基づく全体設計承認に置き換えられ、当初の補助金交付決定は取り消されるものとする。
- (3) 前号に規定する事業実施期間の延長の承認を受ける前になされた、第 11 条の規定に基づく事業着手の届出、第 13 条第 1 項の規定に基づく補助金の交付の変更申請及び同条第 3 項に規定する補助金の変更報告は、第 9 条に規定する全体設計承認に基づく届出、申請及び報告とみなし、第 13 条第 2 項の規定に基づく変更交付決定は、第 14 条第 2 項の規定に基づく全体設計

変更承認と置き換える。

- 2 市長は、前項第2号の規定により事業実施期間の延長承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成17年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(支援の内容の特例)

- 2 第5条第2項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の額は本診断に要する費用（ただし、マンションの延べ面積に応じ、別表1の金額を限度とする。）に6分の5を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とする。
- (1) マンションが要緊急安全確認大規模建築物に該当し、かつ、平成27年12月31日までに第17条第1項の規定による完了実績報告書を市長に提出した場合
 - (2) マンションが要安全確認計画記載建築物に該当し、かつ、平成28年12月31日までに第17条第1項の規定による完了実績報告書を市長に提出した場合
- 3 前項及び第5条第3項の規定に関わらず、前項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、公共団体等が区分所有する部分があるマンションの場合には、「本診断に要する費用から、当該費用のうち公共団体等が負担する費用（当該費用を当該マンションの管理組合等の修繕積立金等から支出する場合は、当該公共団体等の修繕積立金等の拠出割合に応じて当該公共団体等が負担する費用とする。以下同じ。）を除いたもの」及び「マンションの延べ面積に応じた別表1の限度額から、当該限度額に、本診断に要する費用に対して当該費用のうち公共団体等が負担する費用の割合を乗じた額を差し引いたもの」のうち、低い方の金額に6分の5を乗じ千円未満を切り捨てて得た額を、第5条第1項の補助金の額とする。
- 4 前2項の補助金額は建築物ごとに算出するものとする。ただし、別表1中の延べ面積には、次の各号の床面積を算入しない。
- (1) マンションが、構造的に複数の建築物として独立している場合で、かつ、昭和56年6月1日以降に着工した部分がある場合は、構造的に独立した建築物のうち、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合する建築物
 - (2) その他市長が別表1中の延べ面積に算入することが適当でないと認める部分
- 5 第2項第2号に該当する場合において、耐震判定機関等の耐震診断の結果の妥当性についての評価を取得する等の費用により、補助事業者に多大な自己負担が生じる可能性があるため、平成25年10月29日国土交通省告示第1060号中「市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額」として、マンションの延べ面積に応じ別表1の金額から別表2の金額を引いて得た額を規定する。
- 6 第2項第1号又は第2号に該当する場合は、第5条に規定する本診断に要する費用には、本診断を実施するための図面復元に係る費用を含むことができることとする。

（補助対象建築物の特例）

- 7 第4条の規定に関わらず、第2項第1号又は第2号に該当する場合は、補助の対象となる建築物は「昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したマンション」とすることができる。ただし、次のものを除く。
- (1) 既に本要綱に基づき補助金の交付を受けたマンション
 - (2) 過去に横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱、横浜市マンション段階改修促進事業制度要綱、横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業制度要綱又は横浜市特定建築物耐震改修等事業制度要綱に基づき、耐震改修設計又は耐震改修工事を行ったもの
 - (3) 過去に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業制度要綱又は横浜市特定建築物耐震改修等事業制度要綱に基づき、耐震診断を行ったもの

(耐震診断者の特例)

- 8 第2項第1号又は第2号に該当する場合は、第2条第6号に規定する耐震診断者は、「第2条第5号に規定する耐震診断事業者及び当該事業者が建築士事務所登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号、以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第5条第1項第1号又は第2号に該当する建築士で、かつ、マンションの本診断を実施するもの」とする。

(入札又は見積書の徴収の特例)

- 9 耐震改修促進法第7条第3号に規定する報告期限までに、第6条第1項に規定する補助金交付申請書又は第8条第1項に規定する全体設計の承認申請書を市長に提出した場合は、第10条第2項の規定は適用しない。

別表1 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する住宅の耐震診断に要する費用の限度額

延べ面積：A（㎡）	住宅の耐震診断に要する費用の限度額（円）
$A \leq 1,000$	$1,540,000 + 2,060 \times A$
$1,000 < A \leq 2,000$	$3,600,000 + 1,540 \times (A - 1,000)$
$2,000 < A$	$5,140,000 + 1,030 \times (A - 2,000)$

別表2 平成25年10月29日国土交通省告示第1060号に定める建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用

延べ面積：A（㎡）	建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用（円）
$A < 1,000$	$3,500 \times A$
$1,000 \leq A$	$2,500,000 + 1,000 \times A$

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに第6条第1項に規定する補助金交付申請を行ったものは、なお従前の要綱によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成28年9月26日から施行する。
- 2 平成26年4月1日附則第2項から第9項の規定については、廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までに第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計承認申請を行ったものは、なお従前の要綱によるものとし、平成 29 年 4 月 30 日までに第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行うものは、従前の要綱による第 1 号様式を用いることができるものとする。

なお、この場合において第 1 号様式第 1 項第 11 号「建築確認通知書の写し又は建築確認申請台帳記載証明書」は、添付を省略する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 30 日までに第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行うものは、従前の要綱による第 1 号様式を用いることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 23 条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金請求書（第 16 号様式）が提出されたものから適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第 10 条の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

延べ面積：A（㎡）	住宅の耐震診断に要する費用の限度額（円）
$A \leq 1,000$	$3,670 \times A$
$1,000 < A \leq 2,000$	$3,670,000 + 1,570 \times (A - 1,000)$
$2,000 < A$	$5,240,000 + 1,050 \times (A - 2,000)$

ただし、「建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成27年国土交通省告示第670号）に規定された標準業務に含まれない業務の費用を要する場合は、当該事業費限度額に157万円を限度として加算することができる

別表 2

延べ面積：A（㎡）	建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用（円）
$A < 1,000$	$3,570 \times A$
$1,000 \leq A$	$2,550,000 + 1,020 \times A$